

びわこ成蹊スポーツ大学 「謝金」の基準額について

「謝金」について、以下の金額を基準額（上限）として取り扱う。
ただし、内容等により適当と判断される場合には、この限りではない。

種別		基準額（上限） （上限額、所得税・消費税込）	証憑	摘要	
講演会等謝金	講演	1時間あたり20,000円	開催案内、開催記録	1. 左記の金額で算出する時間は、本人が講演を行う時間とする。 (パネディスカッション・司会も同様) 2. 講演等の実施にあたり事前または事後に打ち合わせ等の時間が必要な場合は、当該時間について1時間あたり10,000円を上限に支出を可能とする。 3. 証憑には支払い金額の算出方法を明示すること。	
	パネディスカッション	座長			1時間あたり15,000円
		パネラー			1時間あたり10,000円
	司会	1時間あたり7,000円			
通訳謝金	講演会等	1時間あたり8,000円	開催案内、開催記録	1. 本業でないものに対する場合の謝金。 2. 講演会等通訳について左記の金額で算出する時間は、本人が通訳を行う時間とする。 3. 通訳にあたり事前に打ち合わせの時間が必要な場合は、当該時間について1時間あたり10,000円を上限に支出を可能とする。 4. 証憑には支払い金額の算出方法を明示すること。	
	海外出張に伴う	1日あたり20,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 通訳内容がわかる報告書	5. 外国にいる者に対して支出する場合には、当該国における貨幣価値を十分踏まえて、過度の支払いとならないように注意すること。	
被験者謝金		1時間あたり2,000円	実施内容を証するもの	1. 証憑には支払い金額の算出方法を明示すること。	
アンケート謝金		1件あたり1,500円	アンケートの内容を証するもの		
聞き取り調査等謝金		1件あたり10,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 聞き取り調査等の内容を証するもの	1. ヒアリング、インタビュー等、聞き取り調査を受ける側に対するもの。	
専門的知識の供与に対する謝金		1時間あたり3,500円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 専門的知識の供与の結果	1. 専門的知識の供与とは、個別専門的な研究・技術等について提供を受ける場合のことをいう。 2. 原則として、特殊もしくは専門的技術を有すると認められる者、または博士後期課程学生以上、もしくはこれと同等の知識および経験を有すると認められる者を支払いの対象とする。 3. 証憑には支払い金額の算出方法を明示すること。	
専門的知識を伴わない謝金 (資料整理・実験補助・資料収集など)		1日あたり8,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 成果物がある場合は提出	1. 本業でない者に対する場合の謝金。	
原稿料謝金		1枚あたり2,500円 (400字語日本語原稿用)	依頼書等（依頼内容を証するもの） 原稿		
		1枚あたり7,500円 (A4・日本語約1,200字)			
		1枚あたり2,500円 (A4・外国語約200ワード)			
データ入力謝金		1字あたり1円	依頼書等（依頼内容を証するもの） データ入力した成果物	1. 本業でない者に対する場合の謝金。 2. 入力内容に応じて、いずれかの基準を適用する。	
		または 1ワードあたり2円			
		A4・1枚あたり1,000円			
テープ起こし謝金	日本語	録音1時間あたり5,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの） テープ起こしをした成果物	1. 本業でない者に対する場合の謝金。 2. 証憑には支払い金額の算出方法を明示すること。	
	外国語	録音1時間あたり7,500円			
翻訳謝金	日本語→英語	400字あたり1,800円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 原本、翻訳されたもの	1. 本業でない者に対する場合の謝金。	
	日本語→その他外国語	400字あたり4,500円			
	英語→日本語	200ワードあたり2,400円			
	その他の外国語→ 日本語・その他の外国語	200ワードあたり4,000円			
校閲謝金	日本語	400字あたり800円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 原本、訳されたもの	1. 本業でない者に対する場合の謝金。	
	その他外国語	200ワードあたり1,500円			
WEB作成謝金		1時間あたり2,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの） Web画面コピー	1. 本業でない者に対する場合の謝金。	
イラスト・デザイン作成謝金		1枚（1デザイン）あたり3,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 作成物コピー	1. 本業でない者に対する場合の謝金。	
モデル・舞踏・演劇・演奏等に対する謝金		1時間あたり3,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの） 成果物がある場合は提出	1. 本業でない者に対する場合の謝金。	

備考

1. 別表の基準を準用する場合、研究費によっては支出できない種別があるので、研究費ごとの支出基準を参照のこと。
2. 別表の基準を超えて謝金額を支払わざるを得ない場合、および上記以外の内容について謝金を支払う必要がある場合には、事前に該当事務部門に連絡すること。
3. 別表の基準は単価上限額を示したものであり、適用にあたっては個別の依頼内容を考慮し、単価を設定すること。
4. 金額欄の金額は、所得税がかかる場合にあっては所得税を源泉徴収する前の金額とし、消費税がかかる場合にあっては消費税の額を含むものとする。
5. 銀行口座に振り込む場合は、領収書は不要とする（現金で支払った場合のみ領収書を必要とする）。
6. 1時間に満たない場合については、分単位で計算し支給することができる。
7. 研究代表者（あるいは研究分担者）の監督下で、研究室等での研究補助業務を依頼する場合は、別表に拠らず研究補助者として雇用の上、業務を依頼すること。

(2019年4月1日改正)